

令和6年度 第2回浜松市こどもの権利に関する条例検討委員会会議

- 1 開催日時 令和7年3月24日(月) 17:30～19:00
- 2 開催場所 ザザシティ浜松中央館5階 大会議室
- 3 出席状況 委員 藤田 美枝子、伊豆田 悦義、大嶋 正浩、原田 博子
河合 洋子、徳田 義盛、雨宮 寛、中村 勝彦
草谷 篤、渡辺 博幸、土屋 憲司、一條 典之
- 欠席委員 有菌 亮太郎
- 事務局 こども家庭部：吉積部長
こども若者政策課：園田課長、藤井課長補佐
鈴木管理・育成グループ長
管理・育成グループ 西主任、和田主任、鈴木
子育て支援課： 宮木家庭支援グループ長
- 4 傍聴者 3人
- 5 内容
(1) 第1回委員会での内容の振り返り (資料1、資料1-1、資料1-2)
(2) 他都市のこどもの権利条例整備状況 (資料2)
(3) 子どもの権利条例について (資料3)
(4) 意見交換
- 6 会議録作成者 こども若者政策課 管理・育成グループ 和田主任
- 7 記録の方法 発言者の要点記録
録音の有無 有・無

8 会議記録

1 開会

2 議事

(1) 第1回委員会での内容の振り返り

(2) 他都市のこどもの権利条例整備状況

(園田課長)

(1)、(2) について説明

令和7年度にこどもの権利フォーラム(仮)の開催を予定していることを補足説明。

(原田委員)

ひとり親家庭等でのこどもの貧困状況についてご説明ありがとうございます。市は半年ほど前から「浜松市こども習い事応援事業」を開始しましたが、どれくらいの成果があるのですか。延べではなく、実利用人数が知りたいです。

(園田課長)

手持ちデータが無いので、次回、回答します。

(藤田委員長)

資料2について、権利侵害の救済機関の欄がありますが、条例の中では責務・役割に「○」が無い自治体があります。これはどういうことか教えてください。

(園田課長)

他都市の条例の中で権利侵害の救済機関が附属機関として記されているものを記載しており、条例の条文中に、権利侵害の救済機関の責務・役割の記載が無いためです。

名古屋市では、権利侵害の救済機関に関する別の条例があります。

(3) 子どもの権利条例について

(伊豆田副委員長)

(3) について報告

(4) 意見交換

(大嶋委員)

こどもの権利に関する条例に基づきこども施策を実施すると、効果的になると思います。保育所等巡回支援事業を続けていますが、事業者が「もういいです」と言うと、こちらからの支援が途絶えてしまいます。しかし、その背景で体罰や虐待があることを聞きます。こどもの権利を守ることを考えると、こどもの権利に関する条例があることは役に立つと思います。現場でも検証ができます。

(徳田委員)

母子家庭の貧困はとてもひどい状況です。学習機会、余暇の権利が保証されず格差が激しい状況が数字からも読み取れます。

いじめや不登校の問題もあります。義務教育であれば、私達大人が、こどもたちの教育を受ける権利をどう保証するかという義務を考えなければいけないです。学校に馴染めないこどもがいたら、どうしたらよいかを考えていく必要があります。

こどもの権利に関する条例を通じて政策をどう進めるかを考えていくことが大事です。

(藤田委員長)

権利基盤型アプローチの視点が大事だと思います。

(中村委員)

私達も仕事の中で、「こどもの最善の利益」という話をしていますが、それがなにかということが、こどもの権利に関する条例の中で明文化されると良いです。市がこどもの権利に関する条例を制定する上で、大人がしなくてはいけないことを考えなければいけません。

また、権利侵害の救済機関は浜松市でも必要だと思います。浜松市でも設けることを検討してほしいです。

(草谷委員)

こどもの権利を保証するためには、大人の責務や義務を明確化する必要があります。大前提として、そのためには大人の責務や義務について広報をして、知ってもらう必要があります。

ただ、文字だけでは、なかなか難しいと思いますので、なにか図式化された概要版があるとより良いです。

(藤田委員長)

こどもの権利を保証するためには、普及啓発をして大人が義務を理解する必要があります。

(大嶋委員)

こどもの権利に関する条例を制定することで体罰禁止を地域に根付かせることができます。子育ての常識として体罰は良くないです。体罰に頼らないで、こどもに理解を促す工夫が必要です。体罰という単純なことをすると、後で禍根を残します。

実際に世界的に見ても体罰を本気で禁止した国では虐待が減っています。こどもの自尊心や自己肯定感というものは、目に見えないものかもしれませんが、結果的に、20年後、30年後になると社会保障費などの行政経費が減っていくことになると思います。日本の子育ての文化を変えるつもりで市がやってほしいです。

(藤田委員長)

事務局から、こどもの権利フォーラム（仮）を予定しているという説明がありました。こどもの権利フォーラム（仮）では、実行委員会を作って、公募したこどもが参加をして内容を検討してもらい、反映をするという機会をつくってみても良いと思います。

いじめ、虐待を受けているこどもを支援する団体が市内にいくつかあります。ここにいる委員の皆様も携わっていると聞いております。こどもの権利フォーラム（仮）では、行政だけでなく、支援団体を紹介できると良いです。浜松市として初めての取り組みなので、成功をさせたいです。

(河合委員)

せっかくこどもの権利フォーラム（仮）をやるのであれば、1か所だけでなく色々な場所で開催できると良いと思います。

(雨宮委員)

こども自身が権利は大切であることをきちんと理解してもらうことが大切と考えます。

(大嶋委員)

こどもにメッセージを送るには学校教員の皆さんが本気で言っただけだと良いです。

そういう意味で、校長会は力があると思います。

(徳田委員)

以前、ドイツの学校等へ視察に行きました。そこでは、学校の運営を保護者だけでなく、子どもたちが決めていました。子どもが学校案内をしてくれたり、子どもたちが集う場所が用意されていたり、自分たちがつくったお菓子を校内で販売していました。すごく民主主義が徹底されていました。

幼稚園では2, 3才のこどもの、「自分たちはこれをしたい」、「身体をつかいたい」という意見が反映されていました。自分たちのしたいことが実際に実現されるようなことが構造化されています。

子どもが権利とはなにかを実感できるようなシステムがあると良いです。

(渡辺委員)

浜松市子ども育成条例の子どもふれあい週間については、具体的にイメージができませんでした。また、「浜松市子ども習い事応援事業」についても認識がなかったです。もう少し市民へ周知できると実効性があると思います。

今ある市の事業を一押し、二押しできると、より実効性が高まるのではないのでしょうか。

(藤田委員長)

現行の浜松市子ども育成条例を廃止して、新しい条例を制定するか、改正をするかという考えがあります。事務局としては、どのように整理されていますか。

(園田課長)

こどもの権利に関する条例を考える上で、現行の浜松市子ども育成条例の廃止か改正の2つ考え方があります。他都市では名古屋市、世田谷区は改正をしています。

もし廃止をするとなると、これまでの条例が間違っていたとか、時代に合わない、という考えになります。

よろしければ、他の委員の皆様からも意見を伺いたいです。

(中村委員)

実際に内容がどう変わるかだと思います。全面的に変えるのであれば「改正でもよいのか」とは思います。

(園田課長)

条例改正については、一部改正や全部改正という考え方があります。条例の名前自体を変えることもできます。

(徳田委員)

子どもが客体から主体となると価値観が変わります。内容が間違っていた、ということではなく視点がガラリと変わります。全部改正でもよいと思います。

(伊豆田副委員長)

浜松市子ども育成条例制定時は、こどもの権利を前面に出すことについて、当時の関係者からの抵抗感が強かったです。

ただ、浜松市子ども育成条例を読みますと、保護者の役割、市民の役割等という書きぶりになっています。内容的には「子どもの権利条約」を意識しています。

富士市子どもの権利条例は権利の救済機関を入れていますが、とてもコンパクトで参考になります。これから広報をして啓発をしていくようです。

浜松市が本気で権利の救済機関を設置すると、それなりの相談件数はあると思います。条例の書きぶりや実際の運用をどうするかだと思います。

富士市、名古屋市の関係者に実情の話を聞けるとよいです。

(藤田委員長)

全部改正でもよいという意見をいただきました。

事務局にお聞きしますが、名古屋市や富士市等の他市の関係者の話を聞きに行くことや、検討委員会にお呼びすることはできますか。

(園田課長)

委員会に呼ぶことは難しいと思いますが、電話等で情報収集することは可能です。

(土屋委員)

さきほど、ドイツの話をされましたが、実感として社会がそうなので、学校もそうであると思います。社会が変わっていく上で学校が変わるのではないかと思います。

子どもたちもやがて大人になります。学校現場で、子どもの権利に関する条例を子どもたちとどう理解していくかが重要であると思います。

(原田委員)

これからの条例では子どもが主体であるということを、はっきりさせたいです。

(伊豆田委員)

私は県教育委員会と市教育委員会でスクールロイヤーもしています。学校の先生方は、子どもの権利を理解していない保護者の方の対応に苦慮をされています。ひとりでも多くの大人に子どもの権利について理解をしてほしいです。市民に責務を理解してもらおううえで、子どもの権利に関する条例が必要であると考えます。

学校の先生方もいじめ防止の最前線に立っていることで苦勞されていると理解しています。

(藤田委員長)

子どもの権利フォーラム（仮）は成功させたいです。そのためには、いろいろな機関や団体の協力をいただきたいです。毎年11月の子どもの権利条約を批准した日に開催できれば、皆さんの理解度が蓄積されていくと思います。

(園田課長)

資料2をご確認ください。札幌市、相模原市、富士市が子どもの権利の日を11月20日に定めています。新潟市は、子どもの権利週間（5月）と月間（11月）を定めています。

皆様からの意見を聞いて、検討していきます。

(藤田委員長)

いろいろな自治体の取り組みから、子どもの権利フォーラム（仮）のあり方を検討してほしいです。

3 閉会